

科目7

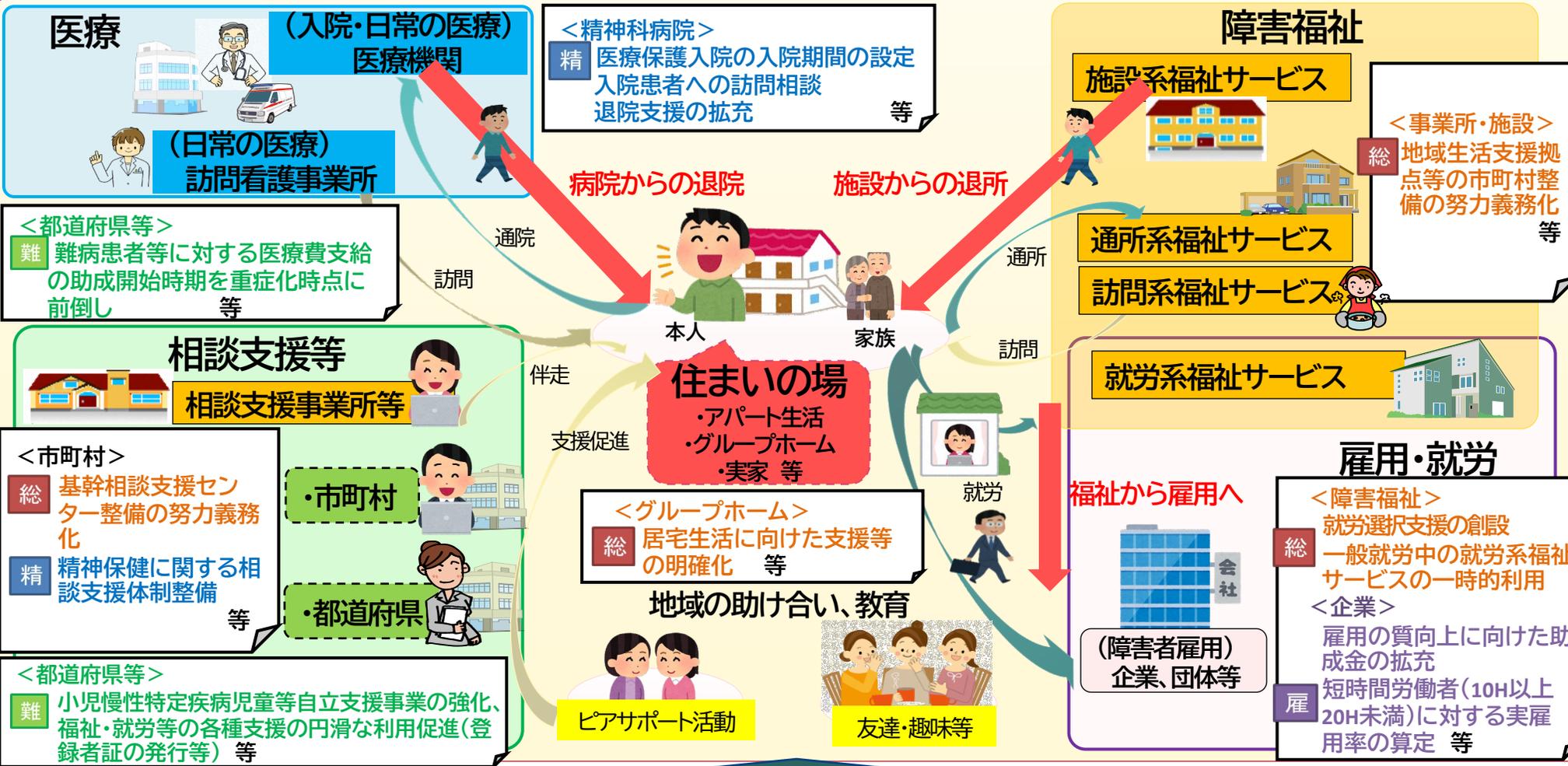
精神保健医療福祉に関連する 制度とサービス

講義2

精神保健医療福祉に係る行政機関

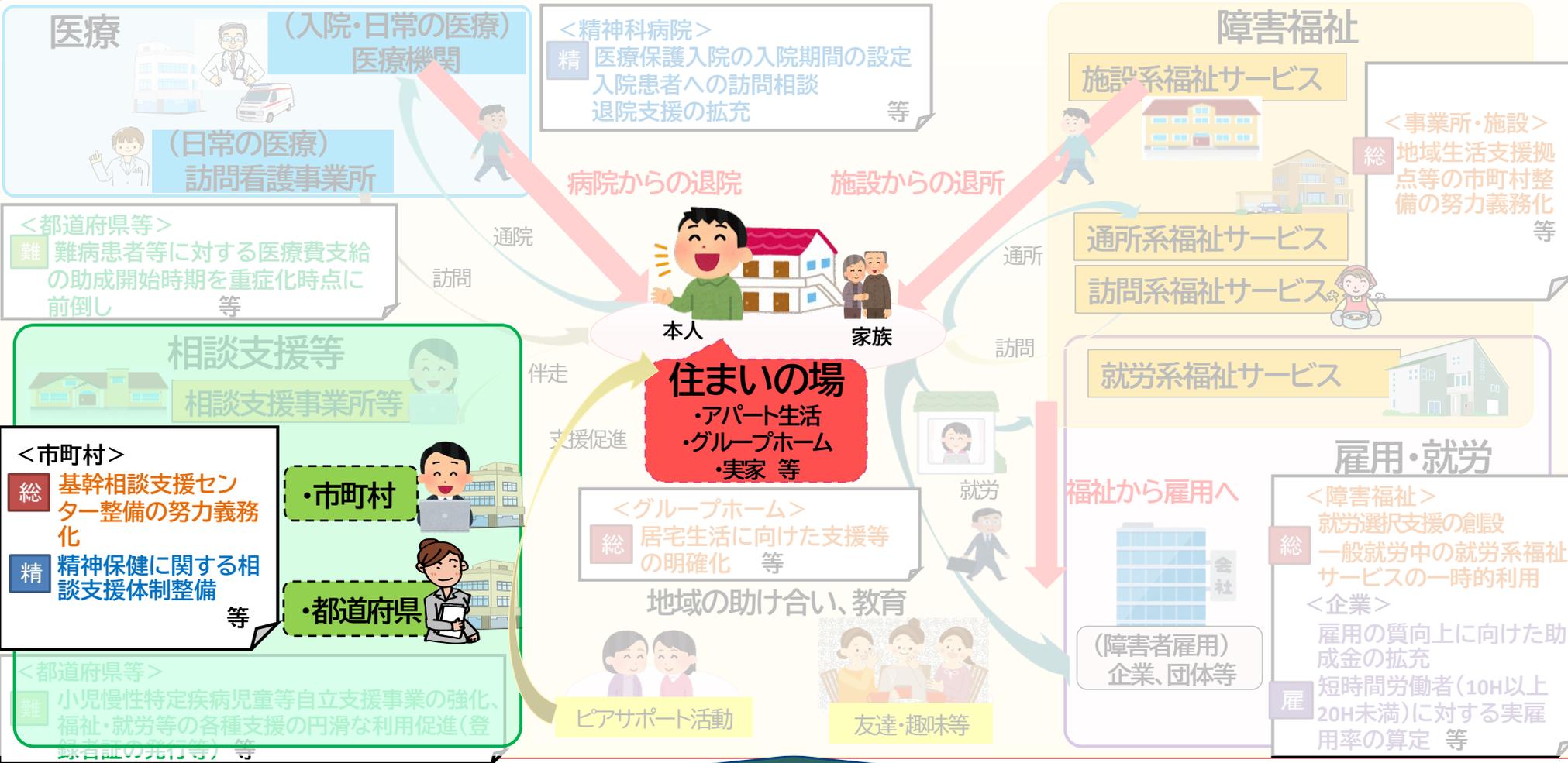
障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) **総 精 難**
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) **総 雇**
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) **難 総**
- 等を推進する。



障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

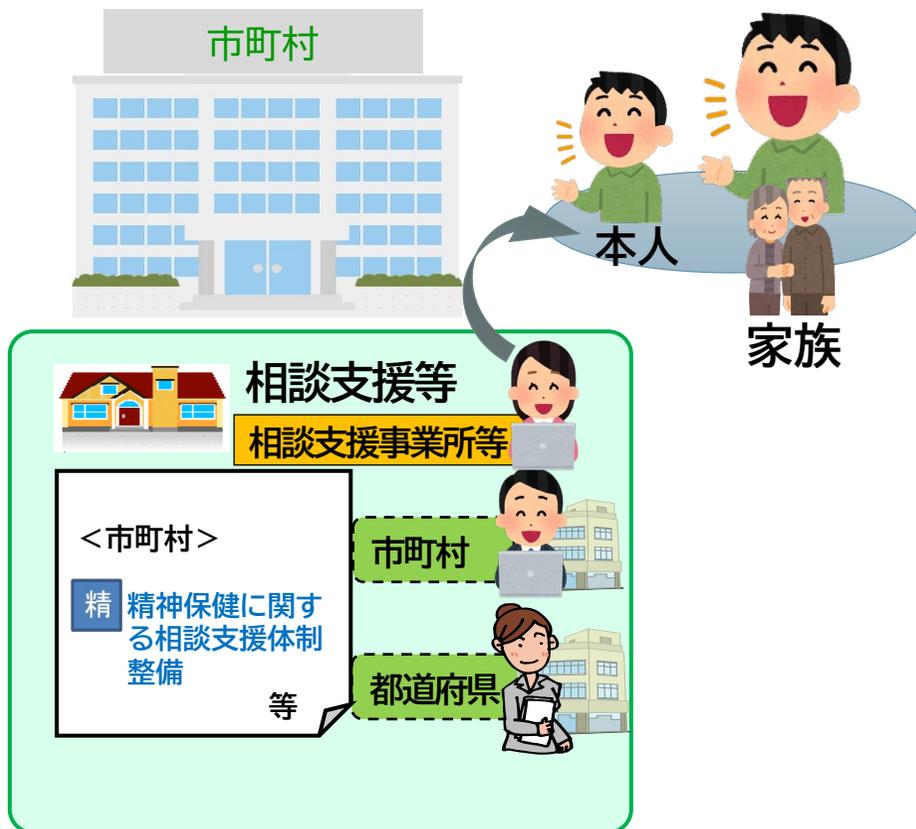
- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) **総 精 難**
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) **総 雇**
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) **難 総**
- 等を推進する。



1)市町村

精神保健医療福祉に係る行政機関

【市町村】



【役割】

- ① 住民の身近な行政機関として、心の健康づくり、精神保健相談及び精神障害者等の福祉サービスの提供等の業務を地域の実情に応じて包括的に行う
- ② 精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援、相談体制の整備

【従事する職種】

保健師、精神保健福祉士、公認心理師等に加え、精神保健福祉相談員、都道府県等が行う相談支援従事者養成研修を受講した者

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらのものの心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならない。

【第2 実施体制】

保健所等の関係機関との協力と連携の下、地域の実情に応じて、精神保健福祉業務の推進体制を確保し、実施すること。

専門職の計画的な育成と配置、技術の継承を念頭に置いた後進の育成等を意識し、専門職としての業務遂行能力の向上を図ること。

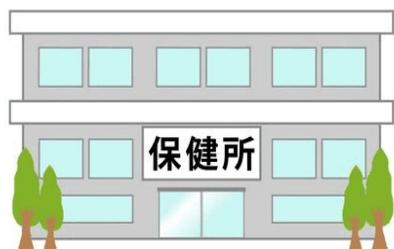
【第3 業務】

心の健康に関する相談から、ライフステージごとのメンタルヘルスの課題、地域移行・地域定着等の精神保健及び精神障害者福祉に関する内容について、住民の身近な相談機関としての立場から適切に相談を行うこと。また、精神障害者等及びその家族等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な情報提供を行うこと。等

2)保健所

精神保健医療福祉に係る行政機関

【保健所】



【役割】

地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関

- ① 「にも包括」の理念を踏まえつつ、精神障害者等の相談支援、早期治療の促進並びに地域生活及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る
- ② 住民の精神的健康の保持増進や精神障害への誤解や社会的偏見をなくす活動を行う
- ③ 市町村が精神障害者等に対する相談支援等の支援施策を円滑に実施するための支援

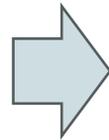
【従事する職種】

医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、その他業務を行うために必要な職員

保健所の具体的役割とは

入院中心のケアから地域社会でのケアに福祉の理念を加えつつ、精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

地域(圏域)内の精神保健福祉の相談体制をつくるために…



「市町村との役割分担や連携」
「管内市町村との連携強化」

「医療機関への受診を拒否している事例」や「未治療の精神障害の疑いのある事例」などにどう対応すればよいか…

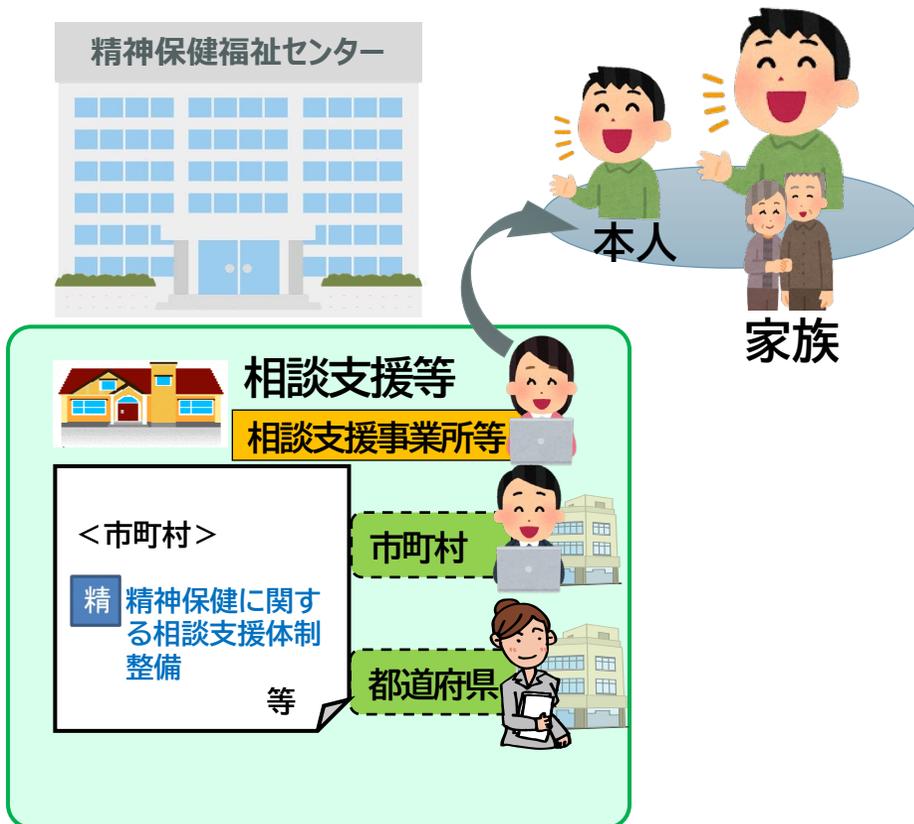


精神保健福祉相談、訪問同行、受診支援等による対応。
特に緊急的に医療介入が必要な事案に対しては、医療機関及び警察等の関係機関間の連絡調整や連携を図るための相談が可能。

3)精神保健福祉センター

精神保健医療福祉に係る行政機関

【精神保健福祉センター】



【役割】

- ① 精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能をもつ
- ② 住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行う
- ③ 障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、必要な業務を取組む

【従事する職種】

医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種

精神保健福祉センターの具体的役割とは

こころの病気や問題を抱えている方にかかわる際、どこに繋がればよいかわからない…



特定相談（一般的な精神保健福祉に関する相談に加えて）
薬物、アルコール等の依存やギャンブル等の行動嗜癖に関する依存症相談、ひきこもり等の思春期・青年期に関する思春期・青年期相談を行う。
（特定相談には、個別相談のほか、本人のグループ活動、家族教室といった集団プログラムを実施）

地域の当事者会や家族会の活性化を図りたい、ピアサポートの活用を考えたい…



組織育成
地域における精神保健福祉活動にかかわる民間の組織・団体の活動を支援することで精神障害者の生活の質と福祉の向上を図る。

精神障害の方もしくはその疑いがある方で、未治療や治療中断等のため、地域での生活が困難な状態。どのように対応すればよいか…

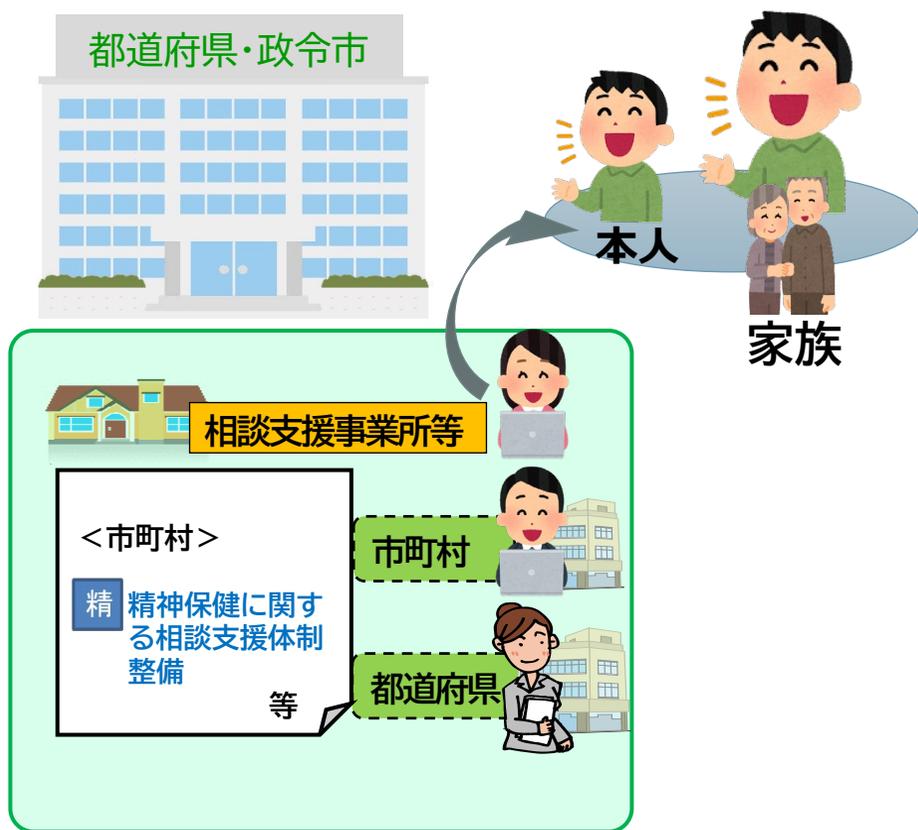


技術支援、人材育成
保健所や市町村等からの相談を受け、地域の精神保健福祉活動の支援・協力を事例検討や研修事業を行う。
アウトリーチ支援事業
多職種で構成するチームが市町村・保健所と連携して、精神障害者の地域生活の安定化と関係機関の人材育成。

4) 都道府県・政令市主管課

精神保健医療福祉に係る行政機関

【都道府県・政令市主管課】



【役割】

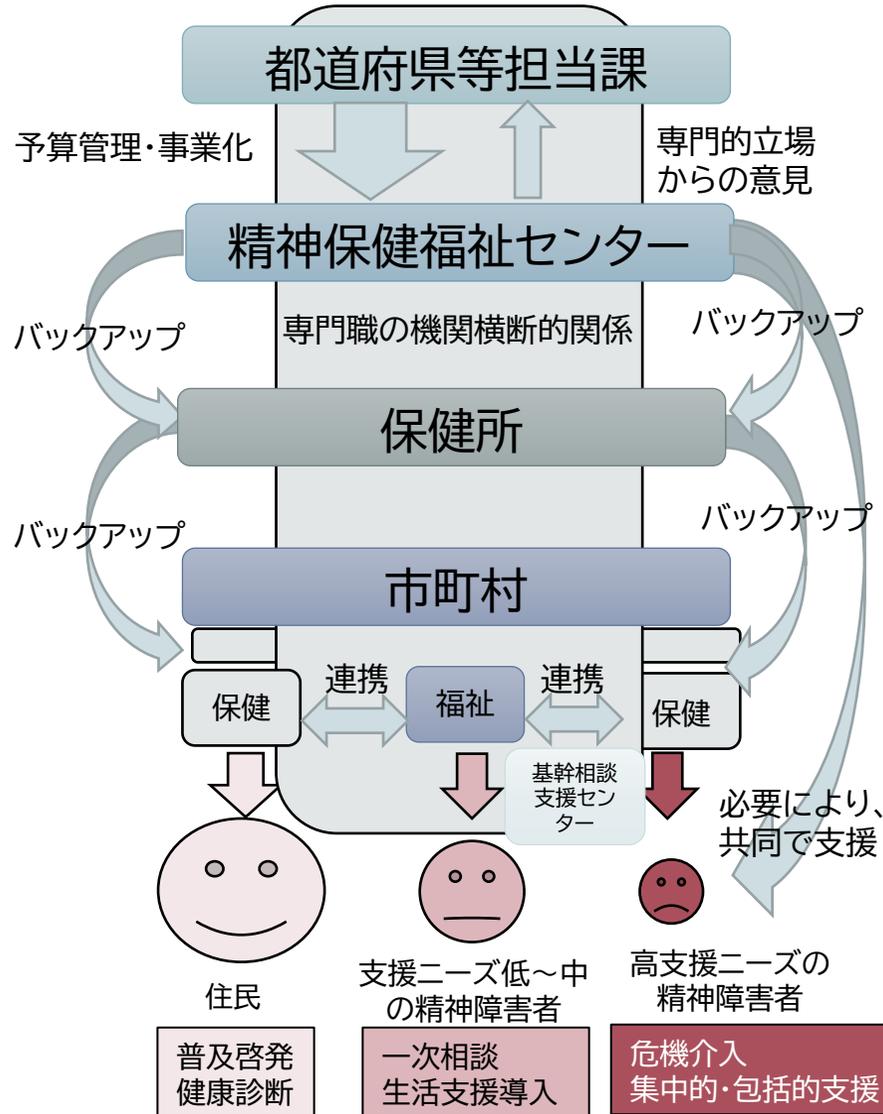
- ① 体制整備、予算確保
- ② 計画策定、進捗管理
- ③ 会議の設置、開催
- ④ 精神科病院に対する実地指導の実施主体
- ⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業、構築支援事業の実施主体

【従事する職種】

保健師、精神保健福祉相談員等の専門職が配置されていることが多い

講義2 まとめ

心の健康づくりや生活支援の視点を重視した地域ベースの精神保健医療福祉へ



- 計画策定／協議の場の設定等による全体把握・施策推進
- 都道府県本庁における精神保健の重要性の推進
- 関連する本庁内部部門および関連団体との連携体制確立

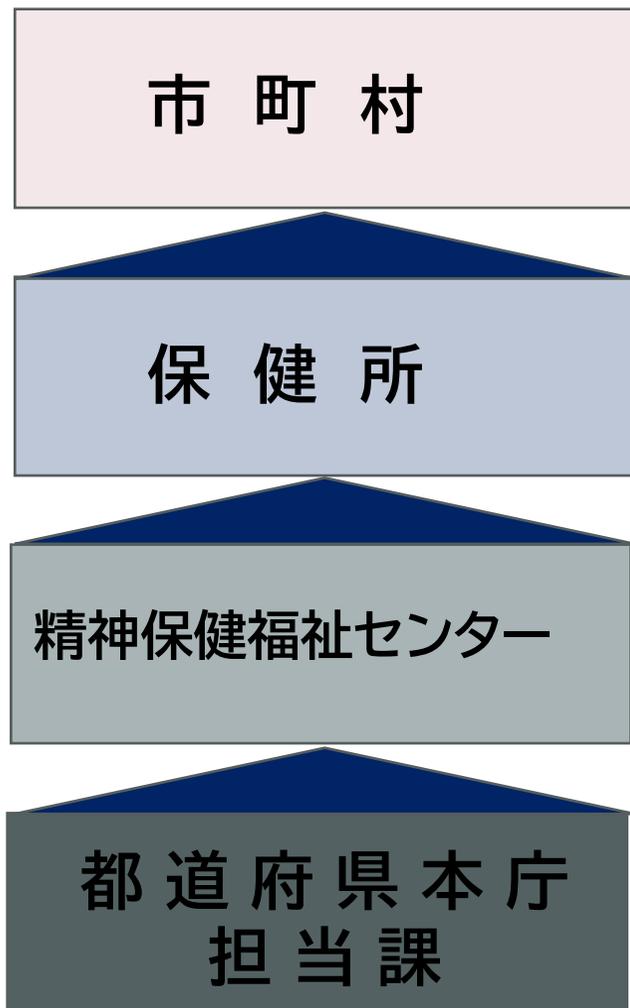
- 困難事例への相談支援や技術支援を通じた精神保健全体の個別支援能力の向上と現場と企画立案の連携促進
- 新しいエビデンスや支援技法の地域への導入による人材育成
- 精神医療審査会等を通じた精神医療の質の向上

- 保健医療連携を核とする「にも包括」構築推進の中心
- 圏域における地域ニーズの把握と精神医療を含めた保健医療福祉およびそれ以外の関係者の連携促進
 - 危機対応を含めた広域および困難事例への相談支援や早期介入体制整備

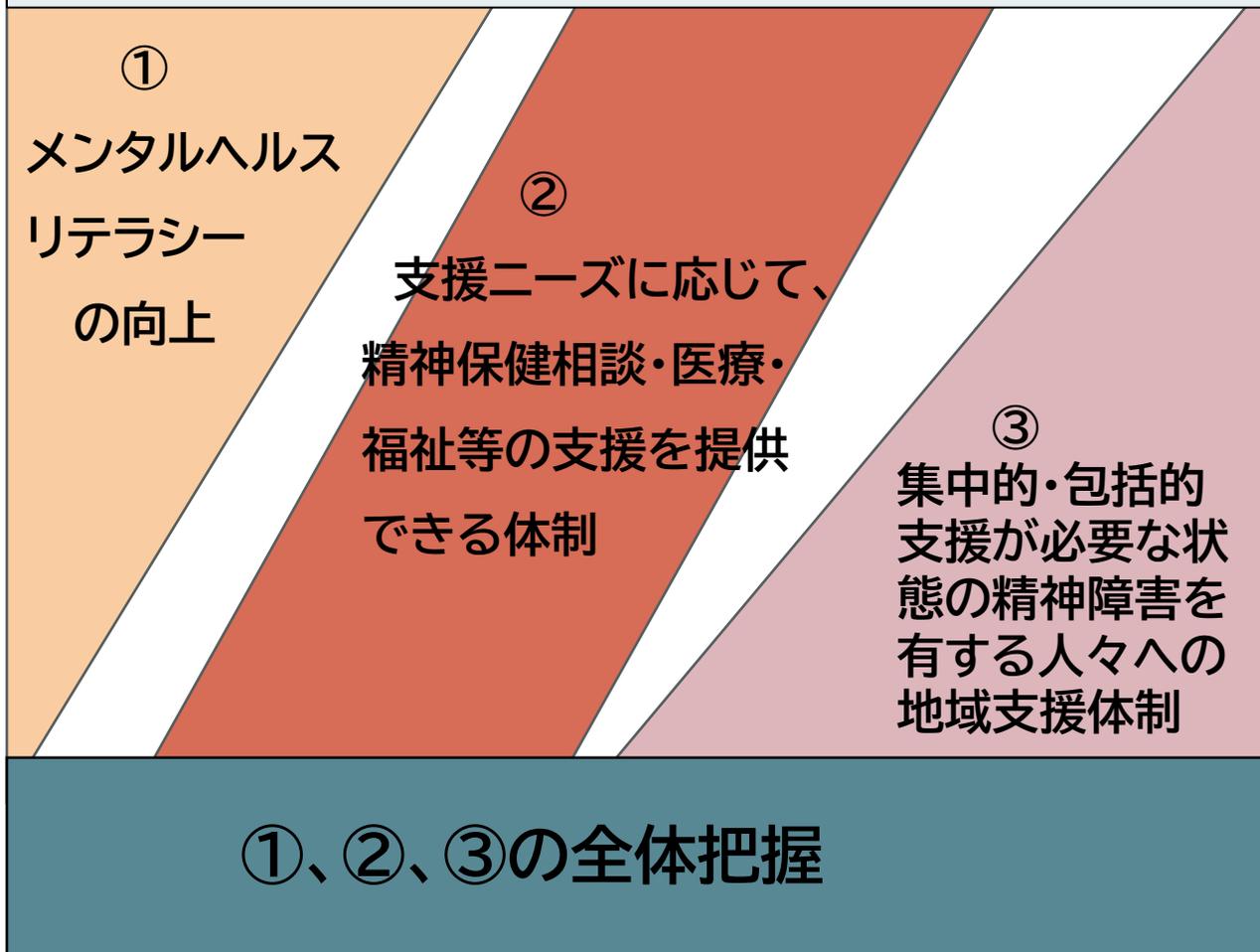
- 精神保健相談の一次窓口と住民基礎サービスの横断的体制確保による「にも包括」構築の推進
- 高齢者の地域包括ケアや地域共生社会の制度と「にも包括」の一体的推進
 - 基本的な精神保健福祉相談の実施による、早期支援体制の整備
 - 障害福祉サービスの相談支援体制や所外福祉サービス介護保険サービスの基盤の整備

- 重要なポイント
- 現場を知り、公衆衛生的視点を有する専門職による機関横断的な連携
 - 機関内の専門職と事務職の人材育成・連携

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 観点から見た自治体の重層的支援体制



- 各機関が役割分担しつつ重層的に各層に関与
- 3層構造の関与比重は機関ごとに異なる

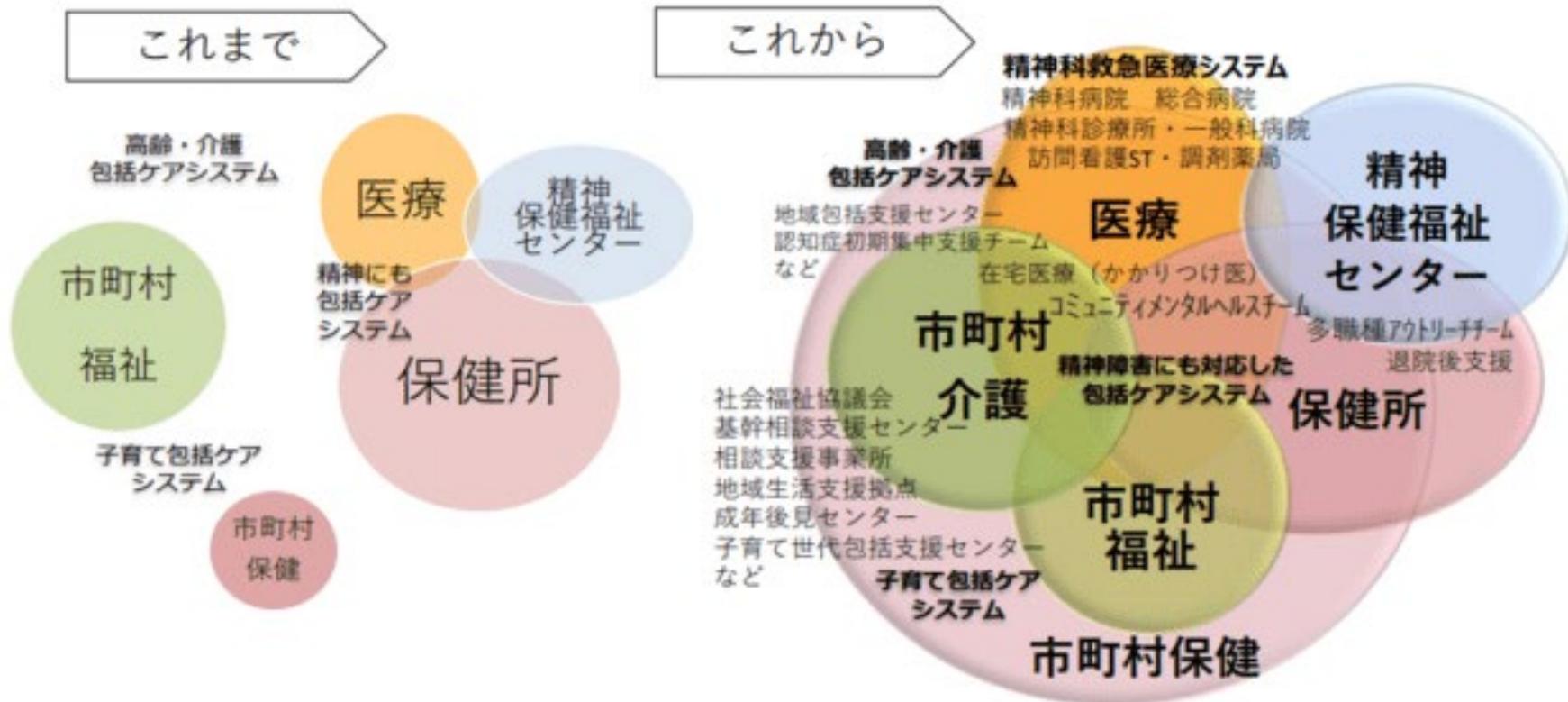


精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築後の成果
全世代対応型地域包括ケアシステム構築への寄与

「福祉」の基盤整備による地域移行・定着支援の推進
メンタルヘルスリテラシーの向上、一次相談の充実・他領域との連携
「保健」を基軸とした基盤整備を車の両輪として整備
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム



全世代対応型地域包括システム(共生社会への実現)



参考文献・資料

- 『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について
(令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)』.
- 「精神保健福祉センター運営要領」について
(令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知).
- 野口正行『「資料1自治体の精神保健」第8回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会』2021.
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seishinhoukatukentoukai_00015.html)
- 野口正行『自治体における包括的ケアの推進に関する研究(分担研究報告書).
藤井千代(研究代表),精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を
推進する政策研究』2023.(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/164062>)

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義3-1】精神保健医療に係る医療機関
の動画をご覧ください。